

別紙

諮問第603号

答 申

1 審査会の結論

「〇〇消防署〇〇救急隊の救急出場に関する小隊活動記録票」ほか3件について「訂正を求める具体的な内容が不明であること」を理由として訂正請求を却下した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「開示された保有個人情報の内容のうち、〇〇〇〇に関する内容のすべて」の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対して、東京消防庁消防総監が平成29年8月29日付けで行った訂正請求却下決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

開示された保有個人情報の全ての記載内容が事実と全く異なる。

3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人が本件訂正請求に先立って提出した補正前の訂正請求書（以下「補正前訂正請求書」という。）の「訂正を求める内容」欄には、「1 開示された保有個人情報の内容－①②③④の訂正を求める内容多々あり、本請求書の追加ページ添付させて頂きま

したのでご確認、ご査収の程宜しくお願い申し上げます。」と記載されていたところ、当該書類からは具体的に訂正を求める内容が判然とせず、加えて、それが「当該訂正を求める内容が事実合致することを証明する書類等」とは認められなかった。

そこで、〇〇消防署から審査請求人に対し、「訂正を求める内容」欄の補正及び事実合致することを証明する書類等の提出を求めたところ、審査請求人から本件訂正請求に係る訂正請求書（以下「本件訂正請求書」という。）だけが提出された。

しかし、本件訂正請求書の「訂正を求める内容」欄を見ても、「開示された保有個人情報の内容のうち、〇〇〇〇に関する内容のすべて」と記載しており、なおも具体的な訂正箇所及び訂正内容が示されていなかった。

そして、訂正を求める内容が不明である以上、処分庁において審査請求人が添付した書類等を「当該訂正を求める内容が事実合致することを証明する書類等」に当たるかどうかの判断もできず、また、当該書類の内容を見ても〇〇消防署の〇〇救急隊の救急活動記録の一部ないし全部が誤りであることを示すものとは認められなかった。

以上のことから、審査請求人が訂正を求める具体的な内容が不明であり、条例19条1項3号及び同条2項の要件を欠くものとして本件処分を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年11月20日	諮問
平成30年 1月26日	新規概要説明（第120回第三部会）
平成30年 2月20日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 2月27日	実施機関から説明聴取（第121回第三部会）
平成30年 3月 8日	審査請求人から意見書收受

平成30年 4月27日	審議（第122回第三部会）
-------------	---------------

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

本件審査請求に係る保有個人情報は、「〇〇消防署〇〇救急隊の救急出場（平成26年〇月〇日〇時〇分覚知）に関する様式第35号小隊活動記録票、様式第36号傷病者記録票（基本情報）、様式第36号の2傷病者記録票（観察・救急処置）及び様式第36号の3傷病者記録票（医療機関選定）に記載されている〇〇〇〇様に関する保有個人情報（平成29年〇月〇日救管第〇〇〇〇号）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

イ 本件訂正請求について

本件訂正請求の趣旨は、本件対象保有個人情報の記載内容のうち、審査請求人に関する内容の全てについて、事実と全く異なるとして、その訂正を求めるものである。

実施機関は、審査請求人が訂正を求める具体的な内容が不明である以上、補正前訂正請求書の添付書類が「訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等」に該当するかどうかの判断もできず、また、その内容を見ても本件対象保有個人情報の一部又は全部が誤りであることを示すものと認められないことを理由に、却下の決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例18条1項は、「何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認められるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。」と規定している。

条例19条1項は、「前条の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、実施機関

に対して、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。」と規定しており、「次に掲げる事項」として同項3号で「訂正を求める内容」と規定している。

また、同条2項は、「訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。」と規定している。

エ 本件訂正請求却下決定の妥当性について

審査請求人は、本件訂正請求について、本件対象保有個人情報、事実と異なるとの理由からその訂正を求めており、本件訂正請求に先立ち、補正前訂正請求書及び添付書類を提出し、その後、実施機関から「訂正を求める内容」欄の補正及び事実と合致することを証明する書類等の提出を求められ、本件訂正請求書のみを提出している。

審査会が補正前訂正請求書及び本件訂正請求書の「訂正を求める内容」欄並びに添付書類の記載内容を見分したところ、いずれも具体的な訂正箇所及び訂正内容を特定する記載は確認できず、条例19条1項3号の要件を満たしているものとは認められなかった。

なお、仮に、本件訂正請求の趣旨が、本件対象保有個人情報の記載内容のうち、審査請求人が救急搬送された事実について訂正を求めるものと解したとしても、当該添付書類の記載内容からは、訂正しなければならない事実の誤りがあるとは認められず、条例19条2項で定める書類等を提出し又は提示したものとは認められない。

したがって、本件訂正請求を却下した実施機関の決定は、妥当である。

審査請求人は審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋